

入札参加資格の確認について

入札にあたりましては、必ず「公告」及び「共通入札説明書」に記載している入札参加資格を確認した上で、参加してください。
なお、入札参加資格の確認は次の区分により行います。

- 1 事前審査は、システムが登録業種、ランク、市内外区分、許可区分、希望順位及び指名停止の有無を審査します。
(審査項目は案件ごとに異なります)
※ これらの項目が満たされていれば、システムより競争参加資格が「有」と通知されます。
- 2 開札後の審査は、入札参加資格確認申請に係る添付資料の記載の有無、入札金額と積算内訳書（入札参加者用）の合計金額（税抜）の一致及び受注制限等を審査します。（審査項目は案件ごとに異なります）
※ 上記1のシステムにより競争参加資格が「有」と通知された場合でも、この審査によって入札参加資格が「無」となった場合は、当該入札は「無効」となります。
- 3 落札候補者決定後、事後審査（実績等、公告に記載している事項）により入札参加資格を審査します。経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P点）の審査もこの時点で行います。
※ 実績については、案件により異なりますが、公告で求めている業種や金額等を必ず確認し、入札してください。
(例えば、土木一式工事の実績を求めている案件において、舗装工事やとび・土工・コンクリート工事の実績は対象とならないため、事後審査により入札参加資格が「無」となります。)
※ 事後審査後、入札参加資格が「無」となった場合についても、当該入札は「無効」となります。